

# 令和 5 年度

## 埼玉県任期付職員採用選考（職業訓練指導員） 受 験 案 内

埼玉県では、高等技術専門校において職業訓練指導業務を行う任期付職員を次のとおり募集します。

### 1 職種・採用形態等

- (1) 職 種 職業訓練指導員
- (2) 採用形態 任期付職員
- (3) 採用職位 技師又は主任
- (4) 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
  - ※ 既に職業訓練指導員免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和6年4月1日以前に採用される場合があり、その場合の任期は採用日から2年間です。
  - ※ 任期は、採用の日から5年間を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

### 2 採用予定免許区分・採用予定人数・採用予定課所

採用予定職業訓練指導員 免許区分	採用予定人数	採用予定課所
建築科	1人	県内の高等技術専門校 ＜所在地＞さいたま市、川越市、熊谷市、 春日部市
塑性加工科若しくは溶接科 又は構造物鉄工科	1人	
事務科若しくは 介護サービス科	1人	

※ 採用予定人数は、欠員の状況等により変更になる可能性があります。

### 3 業務内容

埼玉県のものづくり分野等で活躍する優れた人材を育成するために、高等技術専門校の訓練科において、職業訓練指導業務に従事します。

また、訓練生に対する生活指導や就職指導なども行います。

採用予定職業訓練指導員 免許区分	訓 練 内 容
建築科	建築大工に必要な器具工具使用法、機械操作基本実習、木造建築施工実習、測量基本実習、CADによる設計等を通じて家づくりの一連の技術、技能及び関連知識を習得させる。

塑性加工科若しくは溶接科 又は構造物鉄工科	CADによる板金展開図、板取り、曲げ、組立や手溶接、炭酸ガスアーク溶接、ステンレスやアルミニウム等を溶接するTIG溶接作業、コンピュータシステム(CAD/CAM)による精密板金機器及び溶接ロボットの操作の基礎に関する技術、技能及び関連知識を習得させる。
事務科若しくは 介護サービス科	知的障害者の自立に向けて、職場における基本的な技能を身につける訓練(就職するために必要な心構え・労働習慣・体力及び集団への適応能力など)を行い、事務系、サービス系、介護系を中心とした各種職業業務の基礎を習得させる。

#### 4 受験資格

次の(1)～(4)の全てに該当する人

- (1) 国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項等に該当しない人(以下はその内容です。)
  - ・禁錮(きんこ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (3) 採用時に埼玉県の一般職の職員でない人
- (4) 下表の応募要件を満たす人

採用予定職業訓練指導員 免許区分	応募要件
建築科	次の要件をともに満たす人 ① 職業訓練指導員免許(建築科)を有する人又は令和6年3月31日までに同免許を取得見込みの人 ② 訓練科目に関して企業や指導現場等で設計や加工等の実務経験を有する人
塑性加工科若しくは溶接科 又は構造物鉄工科	次の要件をともに満たす人 ① 職業訓練指導員免許(塑性加工科若しくは溶接科又は構造物鉄工科)を有する人又は令和6年3月31日までに同免許を取得見込みの人 ② 訓練科目に関して企業や指導現場等で設計や加工等の実務経験を有する人
事務科若しくは 介護サービス科	次の要件をともに満たす人 ① 職業訓練指導員免許(事務科若しくは介護サービス科)を有する人又は令和6年3月31日までに同免許を取得見込みの人 ② 訓練科目に関して企業や指導現場等での実務経験を有する人

(注) 職業訓練指導員免許取得資格について

免許証の交付申請は都道府県知事に対して行います。交付を受けることができる主なものは次のとおりです。

1. 職業能力開発総合大学校の所定の課程の修了者（ただし、短期養成課程修了の場合は、適切に指導する能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者）
2. 都道府県の実施する職業訓練指導員試験の合格者
3. 免許職種に関する1級又は単一等級の技能検定合格者で、厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了者
4. 厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。）において、免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者

\* 厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）は、埼玉県では埼玉県職業能力開発協会で実施しています。受講資格、受講申請の受付期間等の詳細については同協会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】：埼玉県職業能力開発協会総務課（電話 048-829-2803）

5. 免許職種に関する学科を修めた者で、高等学校教員普通免許（工業、工業実習、農業、水産、商業、家庭、情報等）を有する者

\* 免許職種に関する学科についての詳細は各都道府県課【埼玉県の場合：埼玉県産業人材育成課（電話 048-830-4598）】にお問い合わせください。

## 5 申込手続

### (1) 応募書類

- ア 本県所定の履歴書（様式1）
- イ 令和5年度埼玉県任期付職員採用選考（職業訓練指導員）申込書（様式2）
- ウ 令和5年度埼玉県任期付職員採用選考（職業訓練指導員）論文（様式3）
- エ 様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の写し

- ※ 面接選考時に免許・資格等を証明する書類の原本を確認させていただきます。
- ※ 応募書類は返却しません。また、採用に関する事務以外の目的には使用しません。
- ※ 履歴書（様式1）はA3サイズで使用してください。
- ※ 様式は以下のURLからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/5ninkitukisidouin.html>

### (2) 申込方法

応募書類を、埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当（県庁本庁舎4階東側）まで直接持参するか、簡易書留で郵送してください。封筒の表には「任期付職員採用選考申込書」と朱書してください。

なお、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

郵送先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当

(3) 申込受付期間 令和5年6月16日(金)～令和5年7月31日(月)

\* 郵送の場合 令和5年7月31日(月)必着

\* 直接持参の場合 受付時間 午前9時～午後5時  
(土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。)

## 6 採用選考

応募書類と面接により選考を行います。

### ① 期日・場所・合格発表

面接期日	場 所	合 格 発 表
令和5年8月6日(日) ※時間・場所の詳細は 別途案内します。	さいたま市内 (埼玉県庁周 辺を予定)	おおむね1か月以内に、受験者全員に郵送で合否を通知します。※通知が届かない場合は「11 問い合わせ先」まで御連絡ください。

注1 選考の際には、様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の原本を必ず持参してください。

また、公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

### ② 方法及び内容

選 考	内 容
書類選考	職務経験及び所持する資格等について、応募書類による選考を行います。
面接選考	人物及び専門的知識等について、個別面接による選考を行います。

注1 応募者多数の場合は、書類選考の合格者に対してのみ面接選考を行います。受付期間後7日以内に、応募者全員に合否を通知します。

## 7 合格から採用まで

(1) 原則として、令和6年4月1日に採用されます。

※ 既に職業訓練指導員免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和6年4月1日以前に採用される場合があります。

(2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定し、最終合格者の中から採用辞退等があった場合に繰上合格とすることがあります。補欠合格者については、選考結果の通知に記載してお知らせします。

(3) 合格発表後、最終合格者に対し身体検査を実施します。

(4) 職業訓練指導員免許取得見込みの人は、免許を取得できない場合は採用されません。

## 8 給 与

給与は、「職員の給与に関する条例」に基づき、職務経験等を勘案して決定します。

また、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

## 9 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間 原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分です。

(2) 休 暇 年間20日の年次有給休暇(ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、忌引、出産、育児等)等があります。

(3) 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。

(4) 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

## 10 問い合わせ先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 職員担当 腰塚、川村  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階東側)  
電話：048-830-3717 FAX：048-830-4818  
E-Mail：[a3710-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3710-03@pref.saitama.lg.jp)